

### 職員の安全・健康を守るために全力を尽くすことを求め

#### 緊急申入れ

今回の申入れでは、とりわけ次の点について強調しました。

**夜間・休日も原則、冷房運転せよ**

この間、コロナ対策も含め、多くの職員が時間外勤務や休日出勤もついている。コロナ禍の中、真夏日、猛暑日も続いており、職員の健康を守るため、土日、夜間も原則として冷房

## 府民の命と健康を守るに 相応しい職員体制を

8月7日、府職労は府当局に対し「新型コロナウイルス感染症対策の継続・強化と職員の安全・健康を守るために全力を尽くすことを求める申入れ」を行いました。感染症の蔓延や災害時であっても、府民の命と健康、安全・安心、くらしと経済を支えるに相応しい職員体制の確立を併せて、10項目について申入れしました(下記図表参照)。

#### 特別な過重労働対策を

職員の過重労働対策については、「コロナ禍という非常事態であることを踏まえ、職員の健康を最優先に考え、長時間勤務の続いている職員に対するタスクシェアの支給、宿泊場所の確保等、特別の措置を行うこと」

府職労は引き続き、職場から寄せられる声にこたえ、職場環境の改善、労働条件の向上をめざし、取り組みを進めます。

みなぎ労働組合に加入し、働きやすい職場、安心して働き続けられる職場をつくりましょう。



組合加入はこちらから

## 新型コロナウイルス感染症対策における 職員アンケート結果

約4割「仕事増えた」、3割が「時間外勤務手当を全て申請できていない」

大阪府は「本来業務を縮小・休止してしまいが、コロナ対策下(4月~5月)の仕事については、約4割が「仕事量は増えた」と答え、「減った」は9%のみとなっています(グラフ①)。

時間外勤務も全体的に増加傾向にあるも、約3割が「時間外勤務手当を全て申請できていない」と回答しています(グラフ②)。

その理由については、短時間なので申請していない(8%)、同僚や上司が申請していないので(7%)、「上司に申請する余裕がない」と回答しています(7%)。

### 在宅勤務で業務量増、在宅勤務で業務量増

拡大し続ける「コロナ対策」も、業務の見直し、応援体制や在宅勤務など、緊急の対応が求められる一方で、多忙を極める職場も少なくありません。また、大阪府は9月議会に向けて「事務事業の見直し(案)」の成果化をめざしていますが、「コロナ対策や応援の仕事が増えても、本来業務は減っていない」という声も寄せられています。

こうした状況を踏まえ、府職労では今後の府政のあり方、「コロナ対策における労働案件等」について緊急アンケートを取り組みました(6月17日~7月10日)。全体で683人の回答(本庁28%/出先機関72%)がありました。

「適正な勤務時間管理」の周知・徹底が求められています(グラフ③)。

「在宅勤務で業務量増」は、応援対応に必要フォロワー、在宅勤務による業務の多忙化、コロナによる業務の見直し等により、業務量が増加しているとの回答が増えています。その他に、府税では「コロナによる徴収猶予業務、教育では「学校のコロナ対策にかかわる業務(非常勤職員雇用等)」などの回答も寄せられています。

### 休日出勤4割、代休取得できない

「コロナ対策業務が多忙となるも、4月~5月に休日出勤した職員は約4割となっています(グラフ④)。

そのうち6割の職員は代休を取得していますが、「取得できないため時間外勤務切な対応が求められます。」

### 今年度の評価制度は実施すべきか

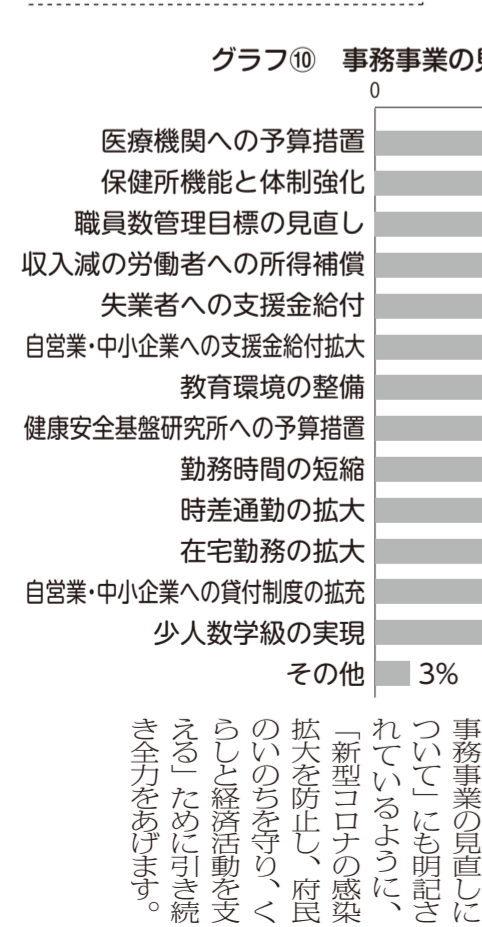
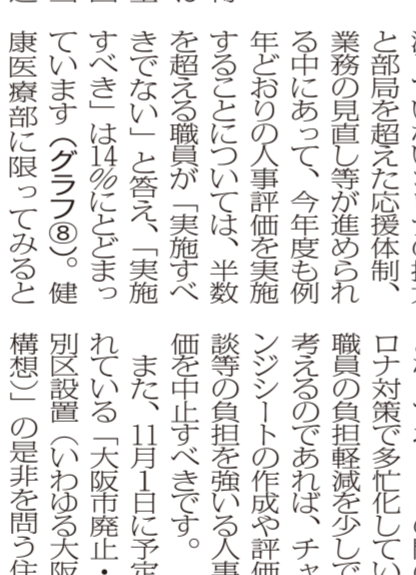
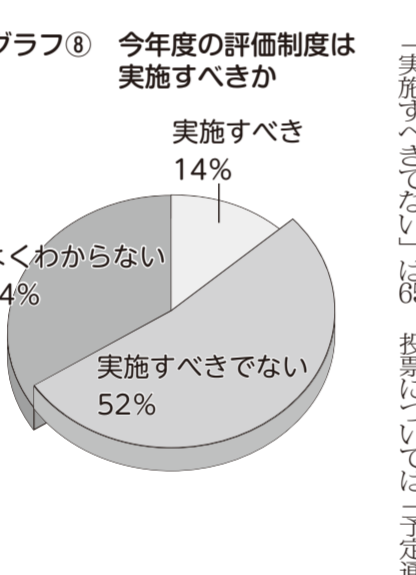
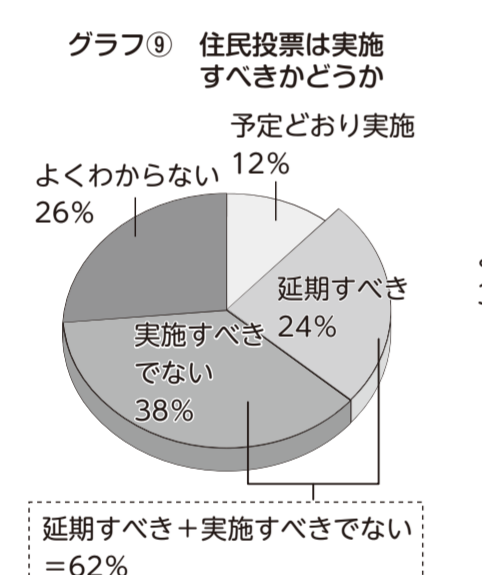
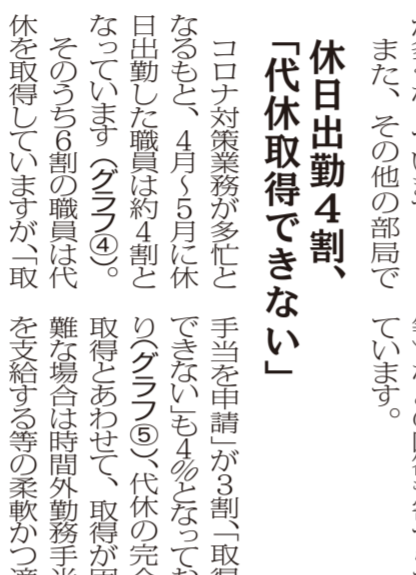
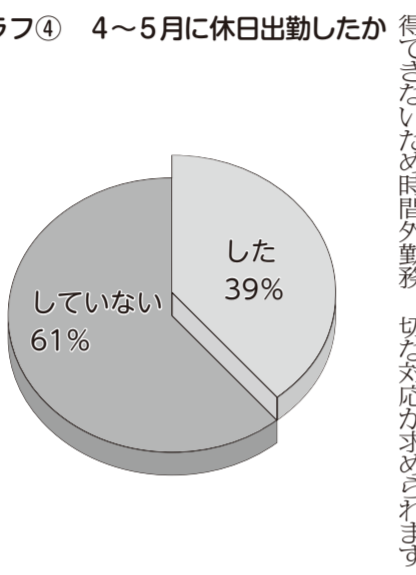
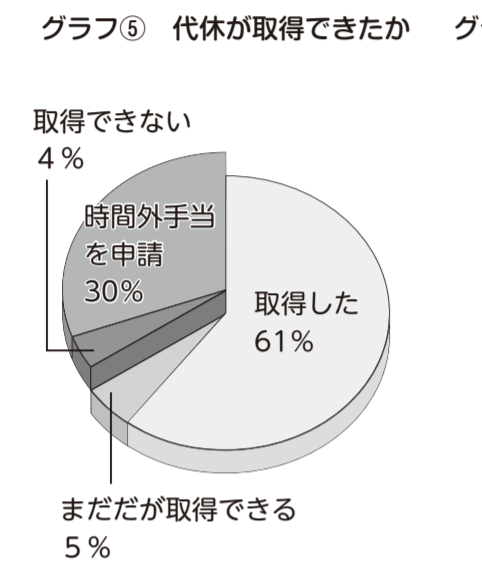
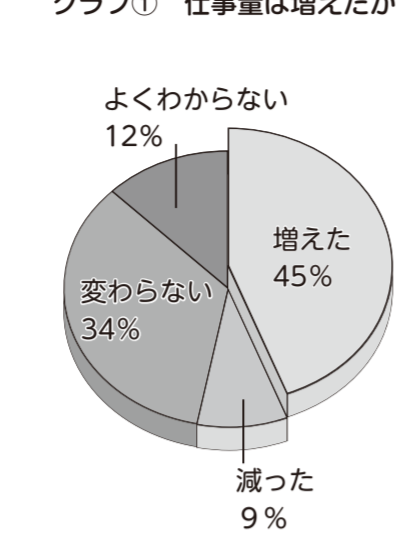
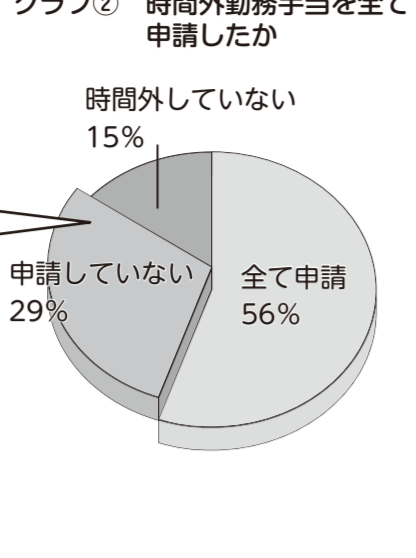
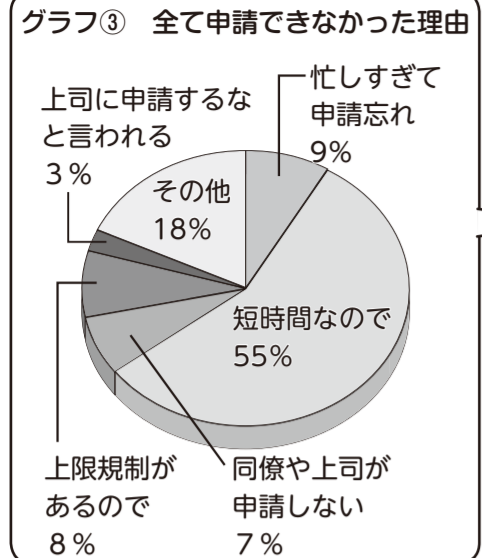
「コロナ対策下のもと、予測していないコロナの拡大と部局を超えた応援体制、業務の見直し等が進められる中において、今年度も例年とおりの人事評価を実施することについては、半数を超える職員が「実施すべきでない」と答え、「実施すべき」は14%にとどまっています(グラフ⑤)。

健康医療部に限り「実施すべきでない」は65%と住民投票については「予定通り実施すべきでない」は62%

### 今年度の評価制度は実施すべきか

「実施すべき」は14%、「実施すべきでない」は52%です。

また、11月1日に予定されている「大阪府庁・特別区設置(いわゆる大阪都構想)」の是非を問う住民投票については「予定通り実施すべきでない」は62%



府職労は、アンケート結果をもとに、過重労働対策、実効ある業務見直し、在宅勤務の問題点の解消、人事評価制度の中止等を求めることにも、「令和2年度事務事業の見直しについて」にも明記されているように、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、府民のいのちを守り、くらしと経済活動を支える」ために引き続き全力をあげます。

「医療・保健所強化と職員増」が、57%、「保健所機能と体制強化」56%、「職員数管理目標の見直し(職員定数増)」47%と続き、医療機関や保健所の体制・機能の強化と職員増が多くの職員の声であることが明らかになっています(グラフ⑩)。

### 今年度の評価制度、住民投票は「すべきでない」

「コロナ対策下のもと、予測していないコロナの拡大と部局を超えた応援体制、業務の見直し等が進められる中において、今年度も例年とおりの人事評価を実施することについては、半数を超える職員が「実施すべきでない」と答え、「実施すべき」は14%にとどまっています(グラフ⑤)。

健康医療部に限り「実施すべきでない」は65%と住民投票については「予定通り実施すべきでない」は62%

「医療・保健所強化と職員増」が、57%、「保健所機能と体制強化」56%、「職員数管理目標の見直し(職員定数増)」47%と続き、医療機関や保健所の体制・機能の強化と職員増が多くの職員の声であることが明らかになっています(グラフ⑩)。

## 医療機関と保健所の体制・機能強化、職員増で命と健康を守る府政を

### 約半数が「在宅勤務」を実施課題は多い

「コロナ拡大により、感染防止の観点から」「在宅勤務の拡充」が提案され、全職員の在宅勤務の対象とし、私物の端末機の利用を可能とするなど、各職場での取り組みが進められました。

その結果、約半数が在宅勤務を実施しています(グラフ⑦)。

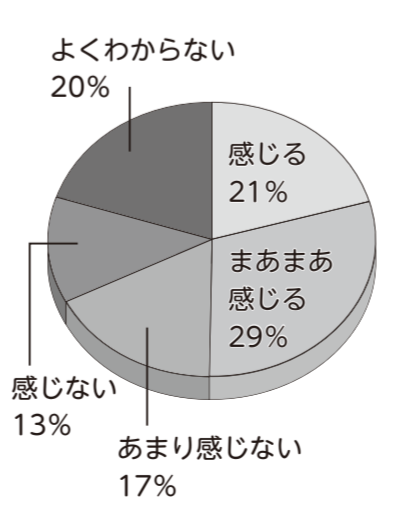
しかし、在宅勤務を実施するうえで課題や問題点を指摘する声も多く出されています。具体的には「庁内システムにアクセスできない」「共有フォルダやメールが確認できない」

「ネット環境が不十分」等、自宅での利用環境の問題を指摘する声とあわせて、「資料が持ち出せない」「相談・折衝業務ができない」等、業務そのものが在宅勤務になじまないとの意見が大半を占めています。

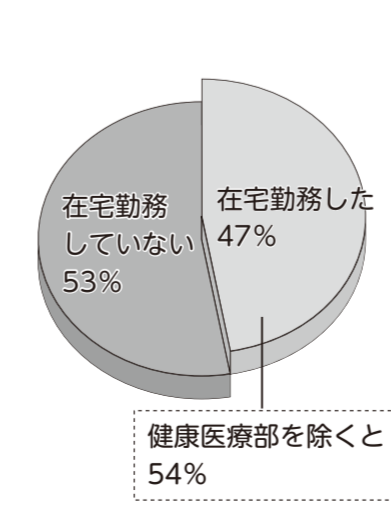
その結果、在宅勤務を実施することによって出勤日が多忙になるという実態も指摘されています。

ほかに、情報漏洩やPCのウイルス感染の問題等の懸念や電話代、印刷代等の費用の問題も出されています。

グラフ⑦ 在宅勤務は「働き方改革」に有効と感じるか



グラフ⑧ 4~5月に在宅勤務したか



2020年8月7日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府職員労働組合 執行委員長 小松 康則

### 新型コロナウイルス感染症対策の継続・強化と 職員の安全・健康を守るために全力を尽くすことを求める申入れ書

- 職員の安全確保に全力を尽くすこと。職場内での感染拡大を防止するため、必要な対策(窓口の仕切り板の設置、アルコール消毒液の支給、個人防護具の確保等)に必要な予算措置を行うこと。また、子ども家庭センター内の相談室等、換気設備のない相談室や会議室の換気対策を行うこと。
- コロナ対策業務で夜間・休日に業務をしている職員の熱中症対策と健康管理の観点から夜間・休日も冷房運転を行い、それに伴う必要な予算措置を行うこと。
- 引き続き、職員の時間外勤務実態を公表するとともに、過重労働対策(メンタルヘルス対策を含む)を強化すること。コロナ対策下であってもオンライン等も活用するなど、引き続き、安全衛生委員会等の開催等の努力を行うこと。
- コロナ感染防止の観点から通勤混雑緩和を軽減するための必要な措置を継続・拡充(マイカー通勤の緩和等)すること。また、非常勤職員の在宅勤務についても柔軟に対応すること。また、在宅勤務にあたっては、必要な業務量等の見直しを行うこと。
- 引き続き、職員の時間外勤務実態を公表するとともに、過重労働対策(メンタルヘルス対策を含む)を強化すること。コロナ対策下であってもオンライン等も活用するなど、引き続き、安全衛生委員会等の開催等の努力を行うこと。
- コロナ対策による多忙職場への応援体制を継続・強化し、職員の負担軽減をはかること。ただし、応援や人事異動により人を出す職場の業務量の見直し(業務量の縮減)を行うこと。
- 感染症の蔓延や災害時などの緊急時であっても、府民の命と健康、安全・安心、くらしと経済を支える体制を確立するため、その場しのぎの民間委託や非常勤雇用、派遣労働者での対応、応援体制ではなく、抜本的・計画的な職員定数増を行うこと。(1)保健師、ケースワーカー等の専門職の欠員補充を直ちに行うとともに、臨時的任用職員等の採用を行うこと。
- 一時保護所の定員・体制強化を行うこと。
- 休業要請支援金や休業要請外支援金に関する業務については、応援体制ではなく担当部署の体制強化をはかること。
- 大阪市の廃止・特別区設置の是非を問う住民投票を中止し、副首都推進局の人員をコロナ対策に充てること。
- 時間外勤務手当を適正に支給するとともに、業務量が増えているも「時間外勤務を減らせ」等のパワハラ発言を行うことがないように周知徹底すること。
- また、休日出勤した場合、代休取得が原則であるが、取得が困難な場合は、時間外勤務手当の支給を適切に行うこと。
- 応援に行った場合の交通費や在宅勤務時の経費(印刷代、電話代等)負担等、職員個人の負担を解消すること。
- 職員や家族のコロナ感染の疑いが生じたときや学校・保育園・学童保育等の休止等における職務専念義務対応を継続すること。加えて、介護施設等の休止・利用自粛要請等により、職員が介護しなければならなくなった場合の職務専念義務免除を認めること。
- また、全ての職員が夏期休暇を取得できるように柔軟に対応すること。結婚休暇の取得期間についても柔軟に対応すること。
- 多忙職場への応援や年度途中の人事異動等、異例の事態が続いているもと、不急の業務を見直す観点からも今年度の人事評価制度については中止すること。